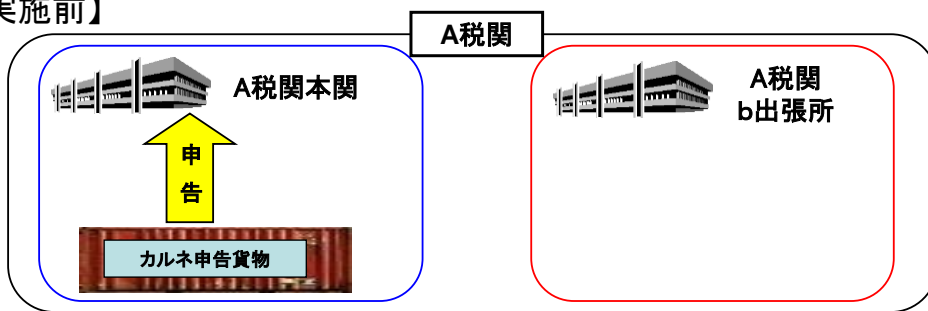


カルネ申告に係る申告官署の弾力化について

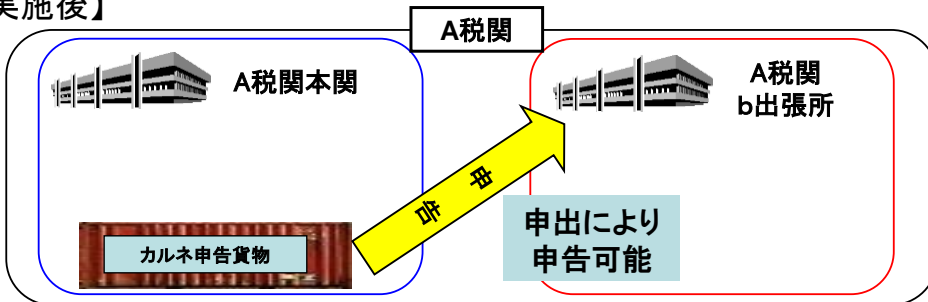
令和3年4月から、認定通関業者並びに自社通関を行う特例輸入者及び特定輸出者は、営業所毎に、税関が定める対象官署の管轄区域内に蔵置されている貨物であって、カルネにより一時的に輸出又は輸入がされるものについて、その対象官署の中からその貨物の輸出入申告（カルネ申告）を行う税関官署（申告官署）を選択し、あらかじめ税関に申し出ることにより、その申告官署にカルネ申告を行うことができるようになります。

【実施前】



蔵置官署に対してのみカルネ申告が可能

【実施後】



対象官署の中からカルネ申告を行う税関官署を選択して事前に申し出ることにより、蔵置官署以外の税関官署への申告が可能。蔵置官署を管轄する税関と異なる税関の対象官署を申告官署として選択することはできない。

Q 1. 対象官署はどこですか。

A 1. 対象官署は以下の税関官署です。

税関	税関官署
東京	本関及び大井出張所
横浜	本関、大黒埠頭出張所及び本牧埠頭出張所
神戸	本関、六甲アイランド出張所及びポートアイランド出張所
大阪	本関及び南港出張所
名古屋	本関、南部出張所及び西部出張所
門司	本関及び田野浦出張所

Q 2. 対象となる貨物はどのような貨物ですか。

A 2. 対象官署の管轄区域内に蔵置されている輸出又は輸入がされる貨物のうち、カルネ申告がされるものです。

ただし、ワシントン条約対象貨物（輸入貨物に限る。）その他税関長が取締り上支障があると認める貨物は、対象外です。

Q 3. A税関の管轄区域内に蔵置される貨物について、B税関の対象官署を申告官署として申し出ることとはできますか。

A 3. 貨物の蔵置場所を管轄する税関と異なる税関の対象官署を申告官署として申し出ることとはできません。カルネ申告がされる貨物がA 1. の税関官署欄に掲げるいずれかの税関官署に蔵置されている場合に、同欄に掲げる当該税関官署以外の税関官署を申告官署として申し出ることが可能となります。

Q 4. 開庁時間外における取扱いに変更はありますか。

A 4. 開庁時間外の手扱いは、従来どおりです。

Q 5. この弾力化を利用するためには、どのような手続が必要ですか。

A 5. この弾力化を利用しようとするときは、カルネ申告に係る貨物の蔵置場所を管轄する税関の本関に対し、カルネ申告をする前に、その税関の対象官署の中からカルネ申告をしようとする税関官署（申告官署）の申出を行ってください。この申出は、カルネ申告を行う営業所・事業所等ごとに税関に申し出ていただく必要があります。申出の期限は設けないこととしておりますが、円滑な手続を行うために、カルネ申告を行うまでの期間に十分余裕をもって申出を行うようお願いいたします。

この申出により、申出に係る営業所・事業所等が取り扱うカルネ申告の申告先官署は、変更又は取止めの申出を行うまでの間、選択した官署に限られますのでご注意ください。

Q 6. 申出をした申告官署を変更するためには、どのような手続が必要ですか。

A 6. 申告官署の変更をしようとするときは、申告官署に係る申出を行った税関の本関に対し、あらかじめその旨を申し出てください。

Q 7. 弾力化の利用をやめるためには、どのような手続が必要ですか。

A 7. 弾力化の利用をやめようとするときは、申告官署に係る申出を行った税関の本関に対し、あらかじめその旨を申し出てください。

Q 8. 認定通関業者の認定や特例輸入者・特定輸出者の承認が失効した場合には、カルネ申告に係る申告官署の弾力化を利用することができなくなるのですか。

A 8. 認定通関業者の認定又は特例輸入者及び特定輸出者の承認が失効した場合は、認定又は承認が失効した日からこの弾力化を利用することができなくなります。

Q 9. 検査や貨物確認を行う税関官署も選択できますか。

A 9. カルネ申告に係る貨物の検査は、蔵置官署が行います。

カルネ申告に係る貨物の貨物確認についても、原則として蔵置官署が行いますが、当該貨物を申告官署に持ち込んで貨物確認を受けることを希望される場合であって、当該申告官署が取締り上支障がないと認めるときは、当該申告官署で貨物確認を受けることができますので、希望される場合には、利用の申出書の提出の際に、併せて申し出てください。また、申出後に貨物確認を行う税関官署の変更又は取止め（蔵置官署での貨物確認の実施）をする場合には、申告官署に係る申出を行った税関の本関に対し、あらかじめその旨を申し出てください。

Q10. カルネ申告に係る申告官署の弾力化の問い合わせ先はどこですか。

A10. 各税関の下記の担当までお問い合わせ下さい。

- ・ 函館税関業務部認定事業者管理官 電話 : 0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 4
- ・ 東京税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 3 - 3 5 9 9 - 6 3 3 7
 総括認定事業者管理官 電話 : 0 3 - 3 5 9 9 - 6 3 4 3
- ・ 横浜税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 5 0
- ・ 名古屋税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 5 2 - 6 5 4 - 4 0 8 4
- ・ 大阪税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 1 3
 認定事業者管理官 電話 : 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 9 1
- ・ 神戸税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 8 6
- ・ 門司税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 6 7
- ・ 長崎税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 9 5 - 8 2 8 - 8 6 6 5
- ・ 沖縄地区税関通関総括第 1 部門 電話 : 0 9 8 - 8 6 6 - 9 2 9 1